訪問看護ステーションくれは

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

指定訪問看護の提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1.事業所概要

法　　人　　：　株式会社メディカル・クリエイティブ
事 業 所 名 ：　訪問看護ステーションくれは
事業所番号 ：　1165190202
サービスの種類：　訪問看護・介護予防訪問看護
所　在　地　：　埼玉県新座市栗原5-12-6　コーポエル1階
代 表 者 名 ：　蜂須賀　健二
電 話 番 号 ：　042-439-3644
ＦＡＸ番号 ：　042-439-3645

2.事業の目的と運営方針

・事業の目的
利用者の居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とし、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行います。

・運営の方針
(1)訪問看護ステーションくれは(以下、事業所という)の看護師および准看護師、その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指して支援します。
(2)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
(3)事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3.職員体制

職種	職員数	勤務形態
管　理　者	1名	管理業務・看護師兼務
看護職員	2.5名以上	常勤換算方法にて
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数	
事　　務	適当数	

4.営業日・営業時間

営　業　日　：月曜～日曜
営 業 時 間 ：午前９時００分　から　午後５時１５分　まで

※1：休日、営業時間外でも、２４時間いつでも連絡がとれる体制を整えています。
※2：年末年始(12/29～1/3)はお休みとさせていただきます。
　　ご利用者様の状況に応じて、必要な場合は営業時間外での訪問看護を行っております。
※3：土日・祝日のリハビリにつきましては、ご相談ください。
※4：大雪・台風等により移動時の安全確保が困難な場合は、訪問の中止、変更をお願いすることがあります。

5.訪問看護サービス提供地域

通常の事業の実施地域は、新座市、朝霞市、練馬区、東久留米市、清瀬市、西東京市、の区域とする。
ただし、その他の区域については相談対応とする。

6.訪問看護サービスの提供方法

⑴ 利用者及びその家族がかかりつけの医師に申し込み、主治医が交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施します。
⑵ 利用者及びその家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。または担当介護支援専門員へケアプランへの位置づけを申し出し、当該ケアプランと主治医による指示書に基づいて訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施します。
⑶ 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応します。
⑷ 介護保険法の指定訪問看護の提供に関しては、居宅介護支援事業者との連携を図ります。

7.訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

(1)　療養上の世話
　　健康状態の観察、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話
(2)　診療の補助
　　褥瘡の予防・処置、医療機器の管理・処置、服薬支援・管理
(3)　ターミナル（終末期）の看護、看取り
(4)　リハビリテーションに関すること
(5)　家族支援に関すること
　　家族への療養上の指導・アドバイス、相談
(6)　その他必要な医師の指示による医療処置
(7)　精神科看護、認知症看護

8.サービス利用料金

基本利用料として、健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める各負担割合に基づく額の支払いを利用者から受けるものとします。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担となります。
利用者は、別紙料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった料金を支払います。

・利用者の都合により訪問看護を提供できなかった場合のキャンセル費用は、2,000 円（税別）となります。
※　訪問予定日当日朝９時までにご連絡頂ければ、利用料は発生致しません。
　営業時間外のご連絡につきましては、留守番電話にメッセージをお入れください。
・訪問看護と連携して行われる死後の処置をご希望される場合は、20,000 円（税別）となります。
・通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。
　通常の事業実施地域を越えた地点から１キロメートル当たり 150 円します。

9.保険証等の確認

⑴ 事業者は、正確な保険請求を行うため、サービスの提供開始前、及び毎月最初の訪問時には介護保険証、マイナ保険証（または医療保険資格確認証）、各種医療受給者証等の有効期限および負担割合等を確認させていただきます。
　公費受給者証（指定難病、自立支援医療、地方自治体の医療助成等）をお持ちの利用者は、併せてご提示ください。
⑵ 保険証等の提示がない場合、または有効期限が切れている場合等は、関係法令に基づき、一時的に利用料金の全額（10割）を自己負担としてお支払いいただくことがあります。
⑶ 利用者は、保険証等の記載事項に変更があった場合、または新たな受給者証の交付を受けた場合は、速やかに事業者にお知らせいただき、新しい保険証等のご提示をお願いします。

10.緊急時の対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。また、事前の打ち合わせに基づき、ご家族や担当の居宅支援事業所に連絡します。

11.虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

１．虐待防止･身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
２．虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
３．従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
４．事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
５．サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。
６．事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
７．やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
８．虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当責任者：　蜂須賀　健二

12.安心・安全な訪問看護を提供するためのお願い（ハラスメントおよび就業環境の確保）

利用者及びその家族は、職員が安全かつ適切な訪問看護サービス提供を妨げる以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的暴力（職員に対する入退室の妨害、暴力、物の投げつけ、殴る、蹴る等）
2. 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為、怒鳴る、威嚇、大声を出す等）
3. セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ、不適切な身体接触等）
4. 契約内容を超えた過剰な要求
5. 職員の個人情報をインターネット、SNS 等へ掲載する行為、または許可なく撮影、録音する行為
6. その他、職員の尊厳を傷つけ、安全なサービス提供を著しく困難にする行為

(2) 利用者及びその家族等によるハラスメント行為が確認された場合、事業所は直ちに組織として対応し、担当職員の変更、複数名での訪問、または一時的なサービス停止等の措置を講じます。
是正の申し入れにもかかわらず改善されず、信頼関係が著しく損なわれサービス提供の継続が困難であると判断した場合は、訪問看護契約を解除することがあります。

(1) ハラスメント行為が著しく悪質な場合、または犯罪行為に該当すると判断した場合は、警察、行政、弁護士等に通報・相談の上、しかるべき法的措置を講じます。

(2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

(3) 職員からハラスメントを受けた場合は、速やかに管理者へご連絡ください。
相談や報告のあった事例については速やかに事実確認を行い、ハラスメント防止対策委員会で検討し、必要な措置を講じます。

13.衛生管理について

1.事業所は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所内の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2.事業所において感染症等が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し、年１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修または訓練を定期的に実施します。

14.業務継続に向けた取組の強化について

1. 事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
4. 非常災害に備え、地域の関係機関との連携に努めます。

15.事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16.苦情申立、虐待、ハラスメント等相談窓口について

利用者及びその家族から当事業所に対するご相談、苦情等は以下の窓口で受付けます。

◎苦情受付窓口、虐待、ハラスメント等相談窓口

株式会社メディカル・クリエイティブ　訪問看護ステーションくれは　　代表取締役社長　蜂須賀 健二

電話　　042-439-3644

受付時間　　月曜日から金曜日　午前 9 時～午後 5 時 15 分

◎行政機関窓口

・埼玉県国民健康保険団体連合会介護事務審査課相談窓口	電話：048-824-2568（苦情相談専用）
・新座市役所　介護保険課	電話：048-477-1111（代表）
・朝霞市役所　介護保険課	電話：048-463-1111（代表）
・練馬区役所　介護保険課	電話：03-3993-1111（代表）
・東京都国民健康保険団体連合会	電話：03-6238-0011
・清瀬市役所　介護保険課	電話：042-492-5111（代表）
・東久留米市役所　介護保険課	電話：042-470-7777（代表）
・西東京市役所　介護保険課	電話：042-464-1311（代表）

附則

この重要事項説明書は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 月 31 日から一部改正施行する。

令和 7 年 11 月 1 日から一部改正施行する。

令和 8 年 6 月 1 日から一部改正施工する。

令和 8 年 10 月 1 日から一部改正施工する。

訪問看護ステーションくれは

訪問看護・介護予防訪問看護利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様(以下、「利用者」とする)と、訪問看護ステーションくれは(以下、「事業者」とする)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスのご利用について、以下の通り契約を締結します。

第一章　総則

第１条：契約の目的

事業者は利用者に対し、介護保険法または健康保険法の定めに従い、利用者が居宅において、その能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すことを目的として、適正な訪問看護(介護予防訪問看護も含む)を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第２条：契約期間

本契約は、令和　　年　　月　　日を開始とします。

なお、利用者からの契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に継続となります。

第３条：訪問看護計画の決定・変更

(1) 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。

(2) 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合は、医師の診断に基づいて、利用者の病状、心身状況及び希望を踏まえ、看護計画を作成します。

(3) 事業者は、訪問看護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

(4) 事業者は、次のいずれかに該当する場合、第１条に規定する訪問看護の目的に反するなど変更を拒む理由がない限り、訪問看護計画を変更します。

① 利用者の心身の状況・環境の変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合。

② 利用者及びその家族等が訪問看護計画の変更を要する場合。

(5) 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族等に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族等に同意を得るものとします。

第４条：主治医との関係

(1)事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

(2)事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第５条：サービスの実施

訪問看護サービスの実施に関する指導は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(1)事業者は、サービス実施ごとに提供内容の記録を作成し、保管します(保管期限は２年です)。

利用者及びその家族の希望があれば、控えを交付します。

(2)訪問時に身体面や精神面の観点から複数名での訪問をする場合があります。

また、事業所内での情報共有や訪問予定者の病欠等により、その都度、訪問する者が変更する場合があります。

(3)救急搬送時に事業所看護師および准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は救急車に同乗することはできません。

(4)利用者は、訪問看護サービス実施のため、必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）の無償提供を承諾するものとします。

第二章　サービスの利用と料金の支払い

第６条：サービス料金の支払い

(1) 利用者は、健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める料金に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

(2) 利用料金は、利用者指定口座からの自動振替、現金支払い、事業者指定口座への振込、いずれかの方法によりお支払いください。

(3)事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。

(4)事業者は、介護保険等関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

(5)利用者は、訪問キャンセルの場合、訪問予定日当日朝９時までにご連絡頂ければ、利用料は発生致しません。
営業時間外のご連絡につきましては、留守番電話にメッセージをお入れください。
ただし、訪問予定日当日朝９時以降のご連絡、訪問時の不在の際はキャンセル料として、2000 円をお支払い頂きます。

第７条：サービス料金の変更

(1)事業者は、利用者に対して国が行う介護報酬及び診療報酬の改定に伴い、利用料金の変更が生じた場合は、それに伴い施工日より利用料金を変更いたします。ただし、事業者が定める実費分の利用料金に関しては、改定前に事前に書面で通知し承諾を得た後、改訂いたします。

(2)利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対して文書で通知することにより契約を解除できます。

第８条：利用料の滞納

(1)利用者が正当な理由なく利用料を３ヶ月以上滞納した場合は、事業者は１ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払いのない場合は契約を破棄します。

(2)事業者は、前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなどの必要な措置を行います。

第三章　契約の終了

第９条：契約の終了

(1)利用者は、事業者に対して、5 日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。

(2)事業者は、利用者が正当な理由なく、又は故意に指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用に関する指示に従わず、要支援・要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしない等の理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は、１ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

(3)その他、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

〇利用者が死亡した場合

〇利用者が医療機関、介護保険施設等へ入院または入所された場合

〇利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合

〇利用者がサービス利用料金の支払いを３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、支払われない場合

〇事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合

〇事業者が守秘義務に違反した場合

〇事業者が故意または過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

〇事業者に対して暴言、暴力等のカスタマーハラスメント行為により解決が困難で健全な信頼関係の再構築が不可能と判断した場合

第四章　事業者の義務

第 10 条：事業者の義務

(1)事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

(2)事業者は、サービスの提供にあたり、緊急時の連絡先として主治医を確認し、医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第 11 条：守秘義務

(1)事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。

(2)事業者は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を提供する場合、事前に同意を得ます。

(3)事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を守ることを義務とします。

第 12 条：身分証携行義務

事業者は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証明書を提示します。

第 13 条：事業者の禁止行為

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、以下に該当する行為を行いません。

(1) 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受

(2) 利用者の家族等に対するサービスの提供

(3) 訪問看護に係るサービス以外の提供

(4) 利用者の居宅での飲酒及び喫煙

(5) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、営利活動

(6) その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

第五章　事業者の義務違反

第 14 条：損害賠償責任

(1)事業者は、訪問看護の提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者及びその家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し損害を賠償します。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(2)事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条：損害賠償責任がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

〇利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

〇利用者が、サービス実施のため、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

〇利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

〇利用者が、事業者の指示、依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条：事業者の責任によらない事由によるサービスの実地不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　その他

第 17 条：苦情対応

(4) 事業者は、利用者及びその家族から苦情の申し立てがあった場合は、速やかに対応します。

(5) 事業者は、利用者及びその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

第 18 条：連携

(1)事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

(2)事業者は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

第 19 条：協議事項

(1)利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

(2)本契約に規定のない事項について問題が生じた場合には、介護保険法関連法の規定を尊重し、利用者および事業者の協議に基づき定めます。

第 20 条：裁判管轄

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供をするにあたり、利用者に対して以上の重要事項説明書ならびに契約内容を説明しました。
株式会社メディカル・クリエイティブ
訪問看護ステーションくれは
埼玉県新座市栗原 5-12-6 コーポエル 1 階　　代表取締役社長　蜂須賀　健二　印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際して、以上の重要事項、契約内容の説明を受けました。
上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各１通を保有するものとします。

ご利用者氏名：　　印

ご利用者住所：

ご利用者電話：

ご家族または代理人氏名：　　印　　※続柄（　　）

ご家族または代理人住所：

ご家族または代理人電話：

個人情報保護に関する方針および同意書

「訪問看護ステーションくれは」は、個人情報保護に関する法律を遵守して、 個人情報の権利・利益を保護するために、次のとおり個人情報の保護に関する方針を定めて実施します。

(1)個人情報は適正な取得および安全管理対策を整備します。万が一、漏洩、紛矢、不正アクセス、破壊などの問題が発生した際には速やかに対処します。
(2)従業者への個人情報保護に関する教育を行います。また、離職後も含めて守秘義務を遵守するよう徹底します。
(3)取得した個人情報は、利用目的の達成に通常必要な範囲を超えて取り扱う事はありません。また、利用目的を達成する為には正確かつ最新の内容を保ちます。なお、通常必要と考えられる個人情報の範囲とは、訪問看護の提供に必要な情報を指します。
(4)個人情報の開示を求められた場合には、当事業所の情報提供の手続きに従って開示します。
(5)収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分します。
(6)ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。
相談窓口担当：蜂須賀　健二（受付時間：9:00～17:15、連絡先：042-439-3644）

私(利用者および家族)の個人情報について、下記の必要最小限の範囲で使用することに同意します。

(1)サービスの申し込みおよびサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、サービス提供および状態説明に必要な場合
(2)サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からのサービス等に関する紹介への回答
(3)サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要のある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、紹介の回答、会計・経理、損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力(事前に確認したうえで同意を得る)
※学会や学会誌等での発表(匿名化が困難な場合には同意を得る)

令和　　年　　月　　日

ご利用者氏名：　　印

ご家族または代理人氏名：　　印　　※続柄（　　）

緊急時訪問等に係る加算契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」、ご家族や代理人等を併せて「契約者」という）は、訪問看護ステーションくれは(以下「事業者」という)は、緊急時訪問の利用に関して次の通り契約を結びます。

第1条：緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算の概要

緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算は、より安心した自宅療養が継続できるように、事業者の休業日または時間外においても、ご利用者またはそのご家族の方が電話等による緊急時のご連絡、ご相談、訪問依頼等を24時間体制で行うサービスをいいます。

緊急時の連絡先：042-439-3644　／　繋がらない場合：070-1265-2490

第2条：同意事項

契約者は、事業者から当該加算について説明を受け、以下の内容に同意します。

(1)事業者が、ご利用者又はそのご家族から電話等により看護に関する意見等を求められた場合、その求めに対して対応できる体制であること。

(2)緊急時に訪問看護が行われた場合、または緊急時の対応体制を確保するために、法令で定められた加算料金(費用)が発生すること。

◇　介護保険：　緊急時訪問看護加算　　◇　医療保険：　24時間対応体制加算

(3)緊急訪問が必要か否かは看護師が医学的見地から判断し、直ちに訪問する必要がないと判断した場合は電話での指導等で対応する場合があること。

(4)実際に緊急訪問が行われなくても、毎月所定の加算料金(費用)が発生すること。

※注意事項：

①緊急訪問が必要な場合でも、他のご利用者介入時等の優先順位によって、すぐに訪問できないことがあります。

②電話連絡後の交通状況等により、訪問までにお時間がかかる場合があります。

③他のご利用者との連絡が取れなくなることを防止するため、電話連絡時の状態説明等は簡潔にお願い致します。

第3条：費用

本契約に基づく費用（加算料金）は、厚生労働大臣が定める介護報酬、診療報酬の基準に従い算定します。

具体的な金額につきましては、「料金表」を参照してください。

なお、法定の報酬改定により、金額が変更になる場合があります。

第4条(契約外条項)

この契約に定めのない事項については、ご契約者と事業者の間で締結されている訪問看護サービス契約で定められた条項が適用されます。

令和　　年　　月　　日

事業者:株式会社メディカル・クリエイティブ　訪問看護ステーションくれは　　代表取締役社長　蜂須賀　健二　　印

ご利用者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

ご家族または代理人氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　　※続柄（　　）

訪問看護サービスに係る加算説明同意書

病状や訪問状況、指導内容により、基本料金に加えて以下の加算が発生する場合はあります。
具体的な単位数、料金につきましては、法改正により変動するため、別紙料金表をご参照ください。

【介護保険の場合】

□　特別管理加算
特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。(表1参照)

□　初回加算
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。
過去2カ月利用がなかった場合、要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援になった場合でも加算されます。

□　退院時共同指導加算
病院、診療所を退院または介護保老人保健施設、介護医療院を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□　長時間訪問看護加算
特別管理加算の対象となる利用者に対して、計画に基づいて、所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合、加算されます。

□　複数名訪問看護加算（2人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合）
下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に計画的に訪問看護を行った場合加算されます。
① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□　ターミナルケア加算
在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

【医療保険の場合】

□　特別管理加算
特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。(表1参照)

□　難病等複数回訪問看護加算
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者または特別訪問看護指示書が交付された利用者で、1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。(表2参照)

□　長時間訪問看護加算
長時間の訪問を要する利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上になるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

□　複数名訪問看護加算（2 人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合）

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

①　特掲診療料の施設基準等別表第 7、別表第 8 に掲げる疾病等の利用者（表 1．2 参照）

②　特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている場合

④　暴力行為、迷惑行為等が認められる場合

□　夜間・早朝・深夜訪問看護加算

夜間（18:00～22:00）、早朝（6:00～8:00）、深夜（22:00～翌 6:00）に訪問看護を行った場合に加算されます。

□退院時共同指導加算

病院、診療所を退院または介護保老人保健施設、介護医療院を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

□　特別指導管理加算

退院後、特別な医療管理が必要な利用者に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□　退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病や状態にある利用者、退院日当日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対して、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

□訪問看護情報提供療養費

市町村、学校、保険医療機関等へ、利用者の同意を得て必要な訪問看護の状況を文書にて提供した場合に加算されます。

□乳幼児加算

乳幼児（6 歳未満）に対して、訪問看護を行った場合に加算されます。

□　訪問看護ターミナルケア療養費加算

在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）

□訪問看護医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認により利用者の保険、診療情報を取得し、活用して訪問看護を行った場合に加算されます。

□訪問看護医療情報連携加算

当該事業所と連携している他の保険医療機関等が、ICT を用いして記録した利用者に係る診療情報を活用した上で、計画的な管理を行った場合に加算されます。

令和　　年　　月　　日

（株）メディカル・クリエイティブ

訪問看護ステーションくれは

代表取締役社長　蜂須賀　健二

私（利用者及びその家族）は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じて加算することに同意します。

令和　　年　　月　　日

ご利用者氏名：　　ご家族または代理人氏名：

表 1.特掲診療料の施設基準等「別表第 8」に掲げる者（特別管理加算の対象者）

① 在宅療養等指導管理を受けている状態
- ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている者
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている者
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている者
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- ・気管 カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

② 在宅医療管理を受けている状態
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている者
- ・在宅血液透析指導管理を受けている者
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている者
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている者
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている者
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている者
- ・在宅人工呼吸指導管理を受けている者
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている者
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている者
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者
- ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者

③ 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者

④ 真皮を越える褥瘡（重度褥瘡）の状態にある者

⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

表 2.特掲診療料の施設基準等「別表第 7」に掲げる疾病等の者（厚生労働大臣が定める疾病等の者）

・末期の悪性腫瘍　・多発性硬化症　・重症筋無力症　・スモン　・筋萎縮性側索硬化症　・脊髄小脳変性症
・ハンチントン病　・進行性筋ジストロフィー症　・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン ・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の ものに限る。））　・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及び シャイ・ドレーガー症候群）　・プリオン病　・亜急性硬化性全脳炎　・ライソゾーム病　・副腎白質ジストロフィー
・脊髄性筋萎縮症　・球脊髄性筋萎縮症　・慢性炎症性脱髄性多発神経炎　・後天性免疫不全症候群
・頸髄損傷　・人工呼吸器を使用している状態の者

訪問看護利用料金表(介護・介護予防)

当事業所からの医療保険が適応となる訪問看護サービスを利用するにあたり、必要となり費用は以下の通りです。
なお、当事業所は「5級地」に属していることから、介護保険で定められた単位数に10.70を乗じた金額が
介護報酬総額となり、利用者ごとの負担割合に応じた金額が実際の請求金額となります(1円未満は切り捨て)。

【基本料金】

提供時間	区分	単位数	介護報酬総額(円)	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
20分未満	看護師	314(303)	3359(3242)	336(325)	672(649)	1008(973)
	准看護師	283(273)	3028(2715)	303(272)	606(544)	909(815)
30分未満	看護師	471(451)	5039(4825)	504(483)	1008(965)	1512(1448)
	准看護師	424(406)	4536(4344)	454(435)	908(869)	1361(1304)
30分～60分未満	看護師	823(794)	8806(8495)	881(850)	1762(1699)	2642(2549)
	准看護師	741(715)	7928(7650)	793(765)	1586(1530)	2379(2295)
60分～90分未満	看護師	1128(1090)	12069(11663)	1207(1167)	2414(2333)	3621(3499)
	准看護師	1015(981)	10860(10496)	1086(1050)	2172(2099)	3258(3149)

※(　)は要支援の単位数および料金です。

※早朝（6:00～8:00）・夜間(18:00～22:00)は上記料金25％増、深夜(22:00～翌6:00)は上記料金50％増となります。

定期巡回・随時対応サービス	要介護１～４	2961	31682	3169	6337	9505
連携型訪問看護	要介護５	3761	40242	4025	8049	12073

※准看護師による訪問が1回でもある場合×98/100

※月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

▪ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

提供時間	単位数	介護報酬総額(円)	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
20分	294(284)	3145(3038)	315(304)	629(608)	944(912)
40分	588(568)	6291(6077)	630(608)	1259(1216)	1888(1824)
60分	795(426)	8506(4558)	851(456)	1702(912)	2552(1368)

※(　)は要支援の単位数および料金です。

※要支援の場合は1年以上の継続利用で20分あたり15単位減算

※看護師の訪問回数を超えている場合および特定の加算を算定していない場合は、20分あたり8単位減算

【各種加算】

算定項目	単位数	介護報酬総額(円)	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して（過去2月間訪問看護の提供を受けていない場合含む）、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を実施した場合	350	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算Ⅱ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して（過去2月間訪問看護の提供を受けていない場合含む）、初回の訪問看護を実施した場合	300	3,210円	321円	642円	963円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 利用者の同意を得て、24 時間連絡体制にあり、 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、 また電話等により看護に関する意見を求められ た場合に常時対応できる体制	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 利用者の同意を得て、24 時間連絡体制にあり、 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、 また電話等により看護に関する意見を求められ た場合に常時対応できる体制	574	6,141円	615円	1,229円	1,843円
特別管理加算(Ⅰ) 特別な管理を要する利用者に対し計画的な管理 を行った場合（気管カニューレ・留置カテーテ ル（胃ろうを含む）を使用している状態）	500	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算(Ⅱ) 特別管理加算(Ⅰ)以外（その他在宅指導管理を受けている状態（酸素等）人工肛門・膀胱を 設置、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3日以 上必要がある状態）	250	2,675円	268円	535円	803円

長時間訪問看護加算 特別管理加算の対象者に１時間以上１時間３０ 分未満の訪問看護を行った後、引き続き訪問看 護を行い通算１時間 30 分以上となるとき		300	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算 医療機関など入院中にステーション看護師が主 治医やその他の職員と共同して在宅での療養上 必要な指導を行い、その内容を提供した場合（特 別な管理を必要とする場合は２回まで可能）		600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
複数名訪問加算（Ⅰ） 利用者・家族等の同意を得て同時 に複数の看護師が訪問看護を行 った場合	30分未満	254	2,717円	272円	544円	816円
	30分以上	402	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算（Ⅱ） 利用者・家族等の同意を得て同時 に訪問看護師と看護補助者が訪問看護を行 った場合	30分未満	201	2,150円	215円	430円	645円
	30分以上	317	3,391円	340円	679円	1,018円
ターミナルケア加算 主治医との連携のもと、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 （24 時間以内の在宅以外での死亡を含む）		2500	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
看護体制強化加算 事業所が一定の基準を満たした場合	（Ⅰ）	550	5,885円	589円	1,177円	1,766円
	（Ⅱ）	200	2,140円	214円	428円	642円
	（要支援）	100	1,070円	107円	214円	321円
サービス提供体制強化加算 事業所が一定の基準を満たした場合	（Ⅰ）	6	64円	7円	13円	20円
	（Ⅱ）	3	32円	4円	7円	10円
看護・介護職員連携加算 訪問介護事業所の訪問介護職員に対し、たんの 吸引等を円滑に行うための支援を行った場合		250	2,675円	267円	535円	802円
専門管理加算 褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係 る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修 を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計 画的な管理を行った場合		250	2,675円	268円	535円	803円
口腔連携強化加算 利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケア マネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供 した場合		50	535円	54円	107円	161円

【その他の利用料】

サービスの種類・内容	利用料
介護保険の限度額を超えた訪問	介護保険相当分　10割負担
キャンセル料（当日のキャンセル）	1回につき　2,000円+税
エンゼルケア（死亡時のご遺体のお世話等）	20,000円＋税

訪問看護利用料金表(医療保険)

令和8年6月改訂

当事業所からの医療保険が適応となる訪問看護サービスを利用するにあたり、必要となり費用は以下の通りです。

項目／内容			診療報酬総額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
1.訪問看護基本療養費（Ⅰ）						
看護師、助産師、保健師による場合		週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
2.訪問看護基本療養費（Ⅱ）(同一建物の居住者)						
（同一日2人）						
看護師、助産師、保健師による場合		週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
（同一日3人以上9人以下）						
看護師、助産師、保健師による場合		週3日目まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			¥2,780	¥278	¥556	¥834
3.訪問看護基本療養費（Ⅲ）(外泊中の訪問看護)			¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
4.精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
		30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
		30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
5.精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）同一建物居住者　（30分以上）	週3日まで	同一日2人	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		同一日3人以上９人以下	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降	同一日2人	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		同一日3人以上９人以下	¥3,280	¥328	¥656	¥984
6.精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）(外泊中の訪問看護)			¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
■訪問看護管理療養費						
月の初日の訪問の場合			¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313
月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）	単一建物居住者20人未満		¥3,010	¥301	¥602	¥903
■訪問看護物価対応料1						
月の初日の訪問の場合			¥60	¥6	¥12	¥18
月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）			¥20	¥2	¥4	¥6
■各種加算						
24時間対応体制加算（月1回）			¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
緊急時訪問看護加算	月14日目まで(1日あたり)		¥2,650	¥265	¥530	¥795
	月15日目以降(1日あたり)		¥2,000	¥200	¥400	¥600
精神科緊急訪問看護加算	1日につき		¥2,650	¥265	¥530	¥795
特別管理加算	重度　※１		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	重度以外		¥2,500	¥250	¥500	¥750

※１ 必要な医療処置や身体状況により利用料金が異なり、どちらか一方のみの算定となります。

訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	¥50	¥5	¥10	¥15
訪問看護医療情報連携加算（月1回）	¥1,000	¥100	¥200	¥300

項目／内容		診療報酬総額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
早朝・夜間加算	早朝6:00～8:00、夜間18:00～22:00	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算(22:00～6:00)	深夜22:00～6:00	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
長時間訪問看護加算	(週1回まで算定可能)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問（同一建物内1人又は2人）	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日2回訪問（同一建物内3人以上9人以下）	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	1日3回以上（同一建物内1人又は2人）	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	1日3回以上（同一建物内3人以上9人以下）	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
複数名訪問看護加算	同一建物内2人まで(1日あたり)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上9人以下への訪問(1日あたり)	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
複数名精神科訪問看護加算	同一建物内2人まで(1日あたり)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上9人以下への訪問(1日あたり)	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
乳幼児加算（6歳未満）	6歳未満乳幼児	¥1,400	¥140	¥280	¥420
	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	¥1,800	¥180	¥360	¥540
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスを行った場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算	特別管理加算対象の方の場合、追加加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	退院日当日医師の指示により訪問した場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	長時間の場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算	適応時、月1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	適応時、月2回迄	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	ターミナルケア療養費Ⅱ	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費	1区市町村等	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	2学校、保育所等入学入園、転学転園時				
	3入院、入所の際				

■その他料金（自費）

サービスの種類・内容	利用料
キャンセル料（当日のキャンセル）	1回につき　2,000円+税
エンゼルケア（死亡時のご遺体のお世話等）	20,000円＋税